

大阪府後期高齢者医療 広域連合からのお知らせ

1 平成29年度の保険料率について

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料（年額）} \\ \hline \text{（年間限度額57万円）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ \hline \text{51,649円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額※} \\ \times \text{所得割率} \\ \hline \text{10.41\%} \\ \hline \end{array}$$

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。（雑損失の繰越控除分は控除されません）

2 保険料の軽減について

(1) 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(51,649円)が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
① 下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する）	9割	5,164円
② 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,747円
③ 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+27万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,824円
④ 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+49万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,319円

※ 軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除及び譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※ 国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

(2) 所得割額の賦課対象者のうち、賦課のもととなる所得が58万円以下（年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下）の方については、**所得割額が2割**軽減されます。

(3) 後期高齢者医療制度に加入する前日において会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、**所得割額は課されず、被保険者均等割額が7割**軽減されます。
なお、上記(1)の①または②に該当する方の均等割額については、それぞれの軽減割合が適用されます。

保険料算定例（平成29年度）

実際にご負担いただく保険料は、各個人の収入や軽減適用状況によって異なります。

新しい保険料額等については、平成28年分の所得が確定した後、7月中旬頃に通知書を郵送します。

単身世帯(収入は年金のみ)の場合

年金収入額		80万円	168万円	195万円	217万円	300万円
所得額		0円	48万円	75万円	97万円	180万円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	0円	15万円	42万円	64万円	147万円
	軽減前の所得割額	0円	15,615円	43,722円	66,624円	153,027円
	軽減割合	/	2割軽減	2割軽減	/	/
	軽減後の所得割額 ①	0円	12,492円	34,977円	66,624円	153,027円
被保険者均等割額	軽減割合	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	/
	軽減後の均等割額 ②	5,164円	7,747円	25,824円	41,319円	51,649円
保険料総額 ①+②		5,164円	20,239円	60,801円	107,943円	204,676円

※ 被保険者均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

- 妻の年金収入額79万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	80万円	168万円	222万円	266万円	300万円
	妻	79万円	79万円	79万円	79万円	79万円
所得額		夫 0円 妻 0円	夫 48万円 妻 0円	夫 102万円 妻 0円	夫 146万円 妻 0円	夫 180万円 妻 0円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	夫 0円 妻 0円	夫 15万円 妻 0円	夫 69万円 妻 0円	夫 113万円 妻 0円	夫 147万円 妻 0円
	軽減前の所得割額	夫 0円 妻 0円	夫 15,615円 妻 0円	夫 71,829円 妻 0円	夫 117,633円 妻 0円	夫 153,027円 妻 0円
	軽減割合	/	2割軽減	/	/	/
	軽減後の所得割額 ①	夫 0円 妻 0円	夫 12,492円 妻 0円	夫 71,829円 妻 0円	夫 117,633円 妻 0円	夫 153,027円 妻 0円
被保険者均等割額	軽減割合	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	/
	軽減後の均等割額 ②	夫 5,164円 妻 5,164円	夫 7,747円 妻 7,747円	夫 25,824円 妻 25,824円	夫 41,319円 妻 41,319円	夫 51,649円 妻 51,649円
保険料総額 ①+②		夫 5,164円 妻 5,164円 計 10,328円	夫 20,239円 妻 7,747円 計 27,986円	夫 97,653円 妻 25,824円 計 123,477円	夫 158,952円 妻 41,319円 計 200,271円	夫 204,676円 妻 51,649円 計 256,325円

※ 被保険者均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。